

横瀬川における溪流魚保護区の設定について

平成27年11月

千代川漁業協同組合

1、目的

横瀬川水系において溪流魚の増殖を図るため、漁場管理の一環として区域を限定し一定期間採捕を制限する保護区を設定する。

2、保護区域

八頭郡智頭町大字中原地内の千代川と横瀬川の合流地点から上流の横瀬川及び支流の西谷川全域
別添図面のとおり。

3、保護期間

平成28年3月1日から平成31年2月28日までの3年間

4、保護区設定の方法

- 本組合遊漁規則、行使規則の変更は行わず、組合の自主規制として当該区域の採捕を控える方法による。
- そのため、当該支部（智頭支部）は智頭町山郷地区振興協議会の協力を得て保護区の管理を行う。なお、智頭町山郷地区振興協議会に対しては、漁協からも協力依頼を行う。
- 漁協組合員に対しては、各支部を通じて周知を図る。
- 一般遊漁者に対しては、保護区入口等に看板を立てるとともにマップに記載し周知する。
- 智頭支部は、漁場管理と看板等の管理を行うものとする。
来場した遊漁者等に対して保護区の趣旨を周知するとともに協力を要請する。
あくまで自主規制なので無用のトラブルにならないよう丁寧な対応に心がける。